

大衡村復興推進計画

平成26年10月15日

宮城県大衡村

1. 計画の区域

大衡村全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本村でも全域において、電気・水道が遮断され、電気の全域復旧まで5日間、水道の全域復旧までは15日間を要し、村道が26路線、水道施設は14カ所、下水道施設は11路線、農林施設も10カ所、一般の家屋被害として建物被害は半壊19件、一部損壊764件と多大な被害が生じた。また、人的被害としては行方不明者1名だったものの、村内の避難所には開設した6日間で述べ1808人が避難した。さらに、原発事故に起因する風評被害や物流が停止したことなどが重なったことで、ガソリンや食料品などをはじめとする様々な物資の本村への供給が滞り、村民生活に大きな混乱が生じたところである。

この震災により、村内では多くの事業所において建物や設備に被害が発生、更には物流が滞ったことにより、本村の基幹産業である製造業では、一部で長期の製造停止に追い込まれるなど、本村の経済は厳しい状況に直面している。

このような中で、本村経済の一刻も早い復興を図るため、本村の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた投資を支援すること等を通じて、立地企業の競争力強化を促進し、本村のみならず沿岸部を含めた雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用機会の拡充を図るため、本村の中核的産業である電気機械器具製造業について、立地企業の事業用の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本村に新たに立地するソーラーフロンティア株式会社(以下「対象事業者」という。)が、本村第2仙台北部中核工業団地において、太陽電池製造工場を整備するために必要な資金を昭和シェル石油株式会社を通じて貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村の電気機械器具製造業は、村内の製造業の製造品出荷額において第2位の地位を占めており、輸送用機械製造業に次ぐ本村の中核的産業である。その中でも、今般の事業は、本村における電気機械器具製造業の従業者数の約90%を占める対象事業者が実施するものであり、対象事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資であって、事業費が年間の減価償却費を超えるものである。

また、被災地沿岸部を含む宮城県全体から当該工場の従業員の約3割を雇用する予定であるほか、出荷予定製品の原材料を被災地沿岸部から全体の約1割を調達する計画であり、本村のみならず沿岸部を含めた雇用機会の創出に資する事業である。さらに、当該工場設置後は、被災地における産業プロジェクトや復興住宅等へ多く導入されることを見込んでいる。

したがって、当該事業を実施することによる雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「立地企業の競争力強化を促進し、本村のみならず沿岸部を含めた雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的なものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給の支援を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

株式会社岩手銀行

株式会社七十七銀行

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた事業は、本村の電気機械器具製造業における主要企業である対象事業者の工場整備による設備投資・操業により、沿岸部から原材料の一部の調達を計画し、被災地への各種産業プロジェクトを見込むなどの経済効果が期待される。

これらの効果は、本村及び沿岸部を含む地域における雇用機会の創出など本村の地域経済の活力の再生にも寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、大衡村、対象事業者、昭和シェル石油株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行を構成員とする大衡村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。